

## 台風18号の被害による災害見舞金の請求についてご確認ください

この度の台風18号に伴う大雨の被害にあわれた方に、心からお見舞いを申し上げます。

共済組合では、組合員が、水害を含む非常災害（盗難は除きます。）によって住宅や家財に損害を受けたときは、その損害の程度（住居または家財の3分の1以上が損害を受けたとき）に応じて災害見舞金を支給しております。

大雨の被害を受けて、浸水が住居の床上まで達し、住居または家財に損害が生じた方は、その損害の程度により災害見舞金の対象となる可能性がありますので、いま一度確認をしていただき、災害見舞金の対象となる場合は、所属所の共済事務担当課をとおして共済組合へご連絡ください。